

# 企業年金やiDeCoの 受け取り方は こうアドバイスする

安藤宏和

FPオフィス「あしたば」代表 CFP®  
一般社団法人確定拠出年金教育支援協会 理事



企業年金やiDeCoの受給については、受け取り方法によって課税も異なることから、悩まれているお客様も多い。そこで本稿では、そうしたお客様にアドバイスを行う際のポイントについて解説する。

## 1 企業年金やiDeCoの 受給方法に応じた 課税ルール

企業年金やiDeCoをどう受け取るべきか悩む加入者は多い。

基本的な受給方法は「一時金」と「年金」で、受給した所得に対する課税ルールが異なる。(勤務先の企業年金の規約やiDeCoの運営管理機関によっては両方を組み合わせた「併給」も選択可。

まずは、それぞれの特徴について、ポイントを整理しておこう。

### 一時金で受け取る場合

「一時金」受給を選んだ場合、得られたお金は税法上「退職所得」に区分される。この退職所得は、退職所得Ⅱ「(収入金額－退職所得控除)×1/2」で計算され、分離課税となるなど、通常の所得に比べて非常に優遇されている。

### ①退職所得控除が使える

退職所得の最大のポイントは、「退職所得控除」を使うことができる点。企業年金やiDeCoの加入年数に応じて、所得金額を大きく減らすことができる。

例えば加入年数が20年なら800万円、30年なら1500万円も控除が可能。長期間加入していた場合は「まったく課税されないで済む」こともあり得る。

### ②収入を2分の1で計算

収入を2分の1でカウントしてもらえらる点も重要だ。

大手企業等では企業年金の原資が数千円規模になることも多い。勤続30年で2500万円の原資があれば、退職所得控除を差し引いても1000万円は収入として残る。

しかし、退職所得の計算ではそれを2分の1にでき、500万円に減額できるルールとなっているのだ。③分離課税

一時金で受けとる場合、「所得」としてカウントされるが、前述の通り「退職所得」に区分されるた

め「他の所得と合算しないでOK」という優遇措置を受けられる。

日本の所得税は、「超過累進税率」なので、所得が高ければ高いほど税率が上がる(図表1)。裏を返せば、「所得が低いほうが税率も低くなる」ということだ。

例えば退職年の給与所得が800万円、退職所得が500万円だと、合計で1300万円とそれなりの高税率になってしまう。

ところが、退職所得なら合算されず済むため、給与所得800万円と退職所得500万円はそれぞれの金額をベースに税率をかけることになり、税負担がかなり軽減される。これが分離課税の仕組みであり、給与所得や退職所得が高い人にとっては大きなメリットになる。

### 退職所得控除は 他の退職金等と合算される

退職所得控除を計算する際に注意すべきことは、「他の退職金等